

令和 3 年 度
(2 0 2 1 年 度)

定 期 監 査 (後 期) 結 果 報 告

高崎市監査委員



第 3 6 2 - 3 号

令和 4 年 3 月 3 0 日

高崎市長 富岡 賢治 様
高崎市議会議長 白石 隆夫 様

高崎市監査委員 小 泉 貴代子
同 折 田 慶 太
同 大 竹 隆 一
同 柄 沢 高 男

令和 3 年度定期監査（後期）の結果報告について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により定期監査を行
ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和3年度後期定期監査は高崎市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第3 監査の期間

令和3年12月23日から令和4年3月8日

第4 監査の対象

1 総務部

秘書課、企画調整課、コンプライアンス室、防災安全課、職員課、情報政策課、文化課、美術館、染料植物園、スポーツ課、広報広聴課

2 農政部

農林課、田園整備課

3 農業委員会事務局

4 水道局

経営企画課、料金課、工務課、浄水課

5 下水道局

総務課、整備課、維持管理課、施設課

第5 監査の着眼点

令和3年度の監査にあたり、次のとおり着眼点を設定した。

1 予算の執行

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 執行手続きは適正か。

2 調定・収納事務

(1) 調定額の算定、時期及び手続は適正か。

(2) 徴収事務は適正か。

(3) 現金取扱事務は適正か。

(4) 滞納整理事務は適正か。

3 支出事務

(1) 不経済な支出及び不適当な支出はないか。

(2) 支出負担行為の時期は適正か。

- (3) 支払期限は守られているか。
- (4) 支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。
- 4 物品購入
 - (1) 計画的かつ効率的に行われているか。
 - (2) 購入手続きは適正で、価格、規格は適切か。
 - (3) 分割購入等で不経済となっているものはないか。
- 5 契約
 - (1) 契約方法及び手続きは適正か。
 - (2) 契約内容の履行確認は適正か。
 - (3) 契約代金等の支払時期は適切か。
- 6 補助金交付事務
 - (1) 交付及び対象事業の内容は適切か。
 - (2) 金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。
 - (3) 効果及び条件の履行確認をしているか。
 - (4) 会計処理は適正か。
- 7 課に事務局を置く団体の事務
 - (1) 市職員の関与は適切か。
 - (2) 運営等は適切か。
 - (3) 市費の受け入れがある団体の繰越金の規模や内容は適切か。
- 8 債権管理
 - (1) 債権の調定及び収入の管理は適正か。
 - (2) 収入未済を発生させないための取り組みは適切か。
 - (3) 債権の保全に必要な措置がとられているか。
 - (4) 滞納整理は適正かつ効率的・効果的に行われているか。
 - (5) 不納欠損は適時・適切か。
- 9 その他
 - (1) 財産の維持管理及び補修は適切か。
 - (2) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。
 - (3) 高崎市事務専決規程に基づく文書管理は適正か。
 - (4) 財務事務管理体制の点検・確認は適切か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係者に説明を求めた。

また、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

第7 監査の結果

監査対象となった事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので指導を行った。

軽微なため記載は省略したが、これらについて十分留意し、適正な事務処理に努めるよう望むものである。

また、個別の結果については以下のとおりである。

- 1 総務部（秘書課、企画調整課、コンプライアンス室、防災安全課、職員課、
情報政策課、文化課、美術館、染料植物園、スポーツ課、広報広聴課）
口頭指導、指導事項があった。
指摘事項はなかった。
- 2 農政部（農林課、田園整備課）
口頭指導があった。
指導事項、指摘事項はなかった。
- 3 農業委員会事務局
口頭指導、指導事項があった。
指摘事項はなかった。
- 4 水道局（経営企画課、料金課、工務課、浄水課）
口頭指導があった。
指導事項、指摘事項はなかった。
- 5 下水道局（総務課、整備課、維持管理課、施設課）
口頭指導があった。
指導事項、指摘事項はなかった。

監査結果の区分は次表のとおりである。

区 分	内 容
指摘事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの 関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの ② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの

	<p>⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの</p> <p>⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p> <p>⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</p>
指導事項	<p>① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの</p> <p>② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの</p> <p>③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p>
口頭指導	その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの